

参-1 美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を作成するに当たり、必要な事項を検討するため、美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 交通関連事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員が欠けた場合は、前項に準じて補欠委員を市長が委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の作成される日までとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表するとともに、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第7条 協議会の補佐機関として、美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想作成作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会は、次の事項を所掌する。

- (1) バリアフリー基本構想の原案作成のための調査及び検討
- (2) その他必要事項の検討

3 作業部会は、駅周辺企画課長及び別表に掲げる組織に属する職員のうち所属長が指名する者をもって組織する。

4 作業部会の部会長は、会長が指名する。

5 作業部会の部会長は、会務を総理する。

6 作業部会の部会長は、作業部会の会議の議長となる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、リニア都市政策部駅周辺企画課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

別表（第7条関係）

部 名	課 名
政策推進部	政策推進課
総務部	防災安全課
定住推進部	定住推進課
市民福祉部	高齢支援課
	社会福祉課
	子ども家庭課
リニア都市政策部	リニア対策課
	都市住宅課
	区画整理課
建設部	建設課
	管理課
教育委員会事務局	教育企画課
	学校教育課

参-2 美乃坂本駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会委員名簿

区 分	団体名	役職等	氏名
学識経験者	岐阜大学工学部社会基盤工学科	教授	倉内 文孝
高齢者、障がい者等の代表	岐阜県身体障害者福祉協会中津川市支部		柴土 順子
	中津川聴覚障害者協会		伊藤 勲
	恵那・中津川視覚障害者協会	会長	野村 好春
	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会	常任理事	田口 良典
	中津川市老人クラブ連合会	会長	加藤 出
市民の代表	中津川市坂本地区区長会	会長	梅本 真人
	坂本まちづくり協議会	副会長	桃井 奈津男
民間事業者	日本郵便株式会社 坂本郵便局	局長	安江 良広
	東美濃農業協同組合 坂本支店	支店長	西尾 公且
交通関連事業者	東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部 管理部	企画課長	谷口 正明
	公益社団法人 岐阜県バス協会	理事	成瀬 重男
	岐阜県タクシー協会	東濃支部長	田中 安浩
	岐阜県レンタカー協会	会長	河田 清文
関係行政機関	岐阜県恵那土木事務所	副所長	加藤 忠士
	中津川警察署	交通課長	有賀 崇満
中津川市	建設部	部長	早川 泰典
	市民福祉部	部長	早川 筒司
オブザーバー	国土交通省中部運輸局 バリアフリー推進課	課長	杉山 兼一

参-3 高齢者、障がい者等の特性

移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（参考資料編）に記載された内容を抜粋し参考資料として示します。

(1) 肢体不自由者

- 移動に制約がある方もいます
- 文字の記入が困難な方もいます
- 体温調整が困難な方もいます
- 話すことが困難な方もいます

(2) 視覚障がい者

- 一人で移動することが困難な方もいます
(家族の誘導や移動支援・同行援護等の人に誘導してもらう方もいます)
- 音声を中心に情報を得ています
(手足の感覚だけでなく、体全体の触覚や反響音等を頼りに行動する方もいます)
- 文字の読み書きが困難な方もいます
- 点字や拡大文字等を用いるほか、パソコンの拡大機能、レンズや拡大機器等を用いて情報を得ています
- 様々な色彩を用いた印刷物や構造物の見分けが困難な方もいます

(3) 聴覚・言語障がい者

- 外観からは分かりにくい方もいます
- 視覚を中心に情報を得ています
- 声を出して話せても聞こえているとは限りません
- 補聴器等を付けていても会話が通じるとは限りません

(4) 知的障がい者

- 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい場合があります
- 人に尋ねたり、自分の意見を述べたりすることが苦手な方もいます
- 漢字の読み書きや計算が苦手な方もいます
- ひとつの行動に執着したり同じ質問を繰り返したりする方もいます
- 話や返事をしていても、内容を理解していない場合もあります
- 金銭管理や買い物、会話、家事、仕事等の社会生活への適応に、それぞれの状態に応じた支援が必要です

(5) 精神障がい者

- ストレスに弱く、疲れやすかったり、対人関係やコミュニケーションが苦手な方がいます
- 外見からは分かりにくく、障害について理解されずに孤立している方もいます
- 学生時代に発病したり、長期入院したために社会生活に慣れていない方もいます
- 認知面の障害のために、何度も同じ質問を繰り返し、つじつまの合わないことを一方的に話す方もいます
- 脳内の伝達機能に支障がおき、知覚・思考・感情等に障害が起きています

(6) 発達障がい者

- こだわりが強く、突発的な出来事や予定の変更への対応が苦手な方もいます
- 時間の感覚が分かりにくかったり、不快と感じる音を聞き流せない方もいます
- 相手の話が理解できない、思っていることをうまく伝えられない方もいます
- 読み書きや計算が苦手な方もいます
- 興味のあるものをすぐに触ったり、手に取ったりせずにはいられない方もいます
- 目的もなく歩き回ったり、そわそわして休みなく動いている方もいます

(7) 内部障がい者

- 外見からは分かりにくい障害です
- 疲れやすい方もいます
- タバコの煙を苦しく感じる方もいます

(8) 妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）

- 乳幼児連れの方たちは、荷物が多く、手早く動くことができない場合があります
- 外出先でおむつ替えやミルク等の授乳が必要な時、授乳室や赤ちゃんルーム等がどこにあるか分からない、又は存在しない場合は、周囲を気にしながら対応することになります

(9) 高齢者

- 加齢により視力や聴力、足腰の機能が低下していきます
- 気力等の心身の機能が低下していきます

(10) 外国人

- 日本語の読み書きや会話が十分にできないことや、習慣の違い等から意図せずトラブルに巻き込まれてしまうこともあります

参-4 特定事業の種類と内容

(1) 公共交通特定事業

- 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更

(2) 道路特定事業

- 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置
- バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）

(3) 路外駐車場特定事業

- 特定路外駐車場※におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備
- ※一般の用に供する（不特定多数が使用する）道路外の有料駐車場で面積が500㎡以上のもの

(4) 都市公園特定事業

- 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備

(5) 建築物特定事業

- 特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
- 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

(6) 交通安全特定事業

- バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等）
- バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）

(7) 教育啓発特定事業

- 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障がい当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等）
- 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（上に掲げる事業を除く。）（障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等）

(8) その他の事業

- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち、特定事業に該当しないもの

参-5 用語集 (50音順)

用語	用語の説明
一般交通用施設	特定旅客施設（一定の要件を満たした駅等。本基本構想ではJR美乃坂本駅が該当）と高齢者、障がい者が日常生活等で利用する施設（官公庁、郵便局等）との間にある道路、駅前広場、通路等の施設のこと
移動等円滑化	高齢者や障がい者等の不特定多数の方が利用する施設、道路等で円滑な移動を行うために、支障となるものを解消し、利用上の負担軽減、利便性や安全性を向上させること
インクルーシブ教育	子どもたちの多様性を尊重し、障がいのあるなし等にかかわらず、全ての子どもを包含する教育方法
エスコートゾーン	横断歩道の中央部に敷設した視覚障害者誘導用ブロックのことで、視覚障がい者が安全に車道を横断できるようにするための施設
オブザーバー	話し合いの場から離れた客観的な立場で関わることを求められ、会議の際には進行に対して傍聴し観察するという役割を担うもののこと
橋上駅	駅舎の機能をプラットフォームの上階部分に集約させた鉄道の駅、及びその駅舎のこと
グランピング施設	ホテルのように設備が整った快適な環境でキャンプのような自然体験を楽しめる施設
グレーチング	側溝等の上にかぶせてある鋼製の網目状の蓋のこと
(階段の) 蹴上 ^{けあげ}	階段のひとつずつの段の高さのこと
「声かけ・サポート」運動	鉄道等の施設で利用者が困っている際に社員からの積極的な声かけや周囲の利用者からの声かけを推進する取り組みのこと
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと
サテライトキャンパス	大学など教育機関の本部から地理的に離れた場所に設置されたキャンパス
視覚障害者用誘導ブロック (点字ブロック)	視覚障がい者が足裏の触感覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロックやプレート
自然地	樹林地、草地、農地等又はこれに類する状態にある土地のこと
自由通路	鉄道駅において、鉄道と交差する歩行者・自転車用の空間（通路）
身体障害者手帳	身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳
スクールゾーン	交通事故から子どもたちを守るために設定された交通安全対策の重点地域の呼び名のこと
精神障害者保健福祉手帳	精神障がい（知的障がいを除き、てんかんを含む）により生活に支障をきたしている方に交付する手帳

用語	用語の説明
大規模小売店舗	本基本構想では、大規模小売店舗立地法で新設時等に届出が必要となる売り場等店舗の用に供される床面積1,000㎡以上の小売店を指す
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制
超高齢社会	高齢化の進行具合を示す言葉として、「高齢化社会」、「高齢社会」、「超高齢社会」があり、65歳以上の人口比率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%以上で「超高齢社会」という
動線	人や物が移動する際の経路のこと
特別支援教育・学級	障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。またそれらを小中学校等で行うために設置された学級
ピクトグラム	絵文字や絵単語等と呼ばれるもので、見た目で見える案内用図記号のこと
不整形	正方形や長方形に整っていないさま
(階段の) 踏面 ^{ふみづら}	階段の足をのせる板の上面のこと
文教厚生施設	教育施設、文化施設、体育施設、医療施設、福祉医療施設、宗教施設を合わせた総称のこと
面的	縦と横にそれぞれ一定の広がりを持つさま。又は、特定の範囲全体を対象とするさま。
ユニバーサルデザイン	「文化・言語・国籍の違い、性別・年齢の違い、障がい・能力の有無にかかわらず、全ての人にとって、できる限り利用可能であるように製品、建物、環境に配慮した計画、設計（デザイン）である」と言われる、バリアフリーを一步進めた考え方
療育手帳	知的機能の障がいが発達期（概ね18歳）までに現れた方に対して発行する手帳
旅客施設	一般的には鉄道駅、路面電車の発着所、旅客の乗降や貨物の積み降ろしのためにバス・船・航空機が同時に2つ以上停留できる施設のこと 本基本構想では、美乃坂本駅を指す
路外駐車場	本基本構想では、一般の用に供する（不特定多数が使用する）道路以外の場所にある有料駐車場を指す